

ナカヨモバイルサービス利用規約

(2023.4.1 版)

株式会社ナカヨ

第1章 総則	3
第1条 規約の適用	3
第2条 本規約の変更	3
第3条 用語の定義	3
第4条 外国における取り扱いの制限	4
第2章 契約	4
第5条 契約の成立	4
第6条 契約の単位	4
第7条 本サービスの提供区域	4
第8条 契約申し込みの承諾	4
第9条 契約者の地位の承継	5
第10条 契約者の氏名等の変更	5
第11条 権利の譲渡禁止	5
第12条 契約内容の変更	5
第13条 契約者が行う本サービスの利用契約の解除	5
第14条 当社が行う本サービスの利用契約の解除	6
第15条 その他の提供条件	6
第3章 端末設備	6
第16条 本SIMカード	6
第17条 本SIMカードの切替	7
第18条 契約者識別番号の登録等	7
第19条 自営端末機器	7
第20条 端末機器利用にかかる契約者の義務	7
第4章 通信	7
第21条 通信利用の制限	7
第22条 通信時間の制限	8
第23条 サービス提供の中断	8
第24条 利用停止	8
第25条 通信時間の測定	9
第26条 通信速度等	9
第27条 回線交換サービス	9
第28条 契約者識別番号の付与	10
第29条 回線サービスの携帯電話・PHS番号ポータビリティ	10
第30条 回線交換サービスの禁止行為	10
第31条 回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等	11
第32条 国際電気通信事業者への回線交換サービスの契約情報の通知	11
第5章 料金等	11
第33条 利用料金	11
第34条 初期費用の支払義務	12

第35条	月額費用の支払義務	12
第36条	手続きに関する料金の支払義務	12
第37条	割増金	12
第38条	延滞利息	12
第6章	保守	13
第39条	当社の維持責任	13
第40条	契約者の維持責任	13
第7章	損害賠償	13
第41条	責任の制限	13
第42条	免責	13
第43条	免責事項等	14
第8章	雑則	14
第44条	位置情報の創出	14
第45条	他の電気通信事業者への情報の通知	14
第46条	技術仕様等の変更等	15
第47条	利用上の制限	15
第48条	電気通信サービスに関する料金等の回収代行	15
第49条	法令に定める事項	15
第50条	閲覧	15
第51条	付帯サービス	15
第52条	反社会的勢力に対する表明保証	15
第53条	サービスの廃止	16

ナカヨモバイル利用規約

2023年4月1日版

第1 章 総則

第1 条（規約の適用）

株式会社ナカヨ（以下、「当社」といいます。）は、このナカヨモバイル利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づき、ナカヨモバイル（以下、「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。本サービスの利用については、本規約およびその他の個別規定並びに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。尚、本利用規約は、オフィスNYCサポートの契約約款の内容に準拠します。

第2 条（本規約の変更）

当社は、変更が本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合に、契約者の了承を得ることなく、この利用規約を随時変更する場合があります。なお、この場合には、

契約者の利用条件その他利用規約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。

2. 変更後の利用規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第3 条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 携帯電話事業者	当社がワイヤレスデータ通信および回線交換サービスを提供するための卸携帯電話サービスの提供元である携帯電話事業者をいう。現在の携帯電話事業者は、株式会社NTT ドコモである。
(2) 本 SIM カード	個別サービス契約に基づき貸与される、本サービスの提供に必要な、契約者識別番号その他の情報を記憶することのできるカードをいう。
(3) ナカヨモバイル（本サービス）	提供事業者等による卸電気通信役務を利用して提供する音声通話およびインターネット接続サービス。現在の携帯電話事業者は、株式会社NTT ドコモである。
(4) 付加機能サービス	別表 2. (5) に定める付加機能サービスをいう。
(5) 契約者回線	本サービスにかかる契約に基づいて、利用者が利用する電気通信回線をいう。
(6) 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末機器をいう。
(7) 自営端末機器	利用者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器（OEM 事業者が利用者に対して販売した機器も含みます）をいう。
(8) 協定事業者	卸元事業者が相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいう。
(9) 国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結し、国際電話サービス等を提供する事業

	者をいう。
(10) 提供事業者等	携帯電話事業者と卸元事業者をいう。
(11) 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
(12) 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします）および当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下、「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします）との間で行われるもの。
(13) 申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者
(14) 契約者	当社と本サービス利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者
(15) 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額

第4 条（外国における取扱いの制限）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2 章 契約

第5 条（契約の成立）

本サービス利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. サービス開始日は、本 S I Mカードを引き渡し、利用開始処理を行った日とします。

第6 条（契約の単位）

当社は、1 の利用回線ごとに1 の本サービス利用契約を締結します。

第7 条（本サービスの提供区域）

本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第8 条（契約申し込みの承諾）

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、当社の別途定める方法に基づき契約申込者に通知します。

2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同じの者とならない場合。
- (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) 第20 条（端末利用にかかる契約者の義務）、第30 条（回線サービスの禁止行為）の定めに違反するおそれがあるとき。
- (5) 提供事業者等から拒絶されたとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3. 当社は、第 1 項に掲げる事由を判断する為に、利用契約を申し込みした者の身分証明に関連する公的な書類他の提示を求めることがあります。申込者の提出が実施されない期間は、第 1 項に基づく申し込みの承諾を保留または拒否するものとします。

第9 条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に提示いただきます。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が2 人以上あるときは、そのうちの1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1 人を代表者として取り扱います。

第10 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3. 技術的条件等から当社が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該契約者は、本規約に従い解約の手続きをとるものとします。

4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第11 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第12 条（契約内容の変更）

契約者は、本サービスに係る契約内容の変更を請求することができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第8 条（契約申し込みの承諾）の定めに準じて取り扱います。

第13 条（契約者が行う本サービス利用契約の解除）

契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。音声機能付通話SIMカ

ードをご利用の場合、最低利用期間中に解約をされる場合は、料金表3. 手続きに関する料金に定める通り、解約手数料が発生します。

第14 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は、第 24 条（利用停止）の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、契約者に通知することなくその利用契約を解除することがあります。

本サービス利用契約解除の場合には契約者が使用している電話番号は使用できなくなり、かつ、復活できなくなります。

2. 当社は、契約者が第 24 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3. 第10条（契約者の氏名等の変更）に定める届け出が無いとき

第15 条（その他の提供条件）

本サービス利用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第3 章 端末設備

第16 条（本SIMカード）

本サービスの利用には、本 SIM カードが必要となります。本 SIM カードは、当社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2. 契約者は、本 SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 契約者は、本 SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

4. 契約者による本 SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM カードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5. 契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6. 当社が本 SIM カードの引渡しをしたときは、契約者は直ちに検査を行うものとし、その結果に誤過納が発見された場合には、当社に通知するものとします。通知が無い場合は、引渡しをもって検収が完了したものとします。契約者は、引渡し後に、本 SIM カードについて滅失、毀損、盗難、紛失、その他事故等が発生したときはその一切の責任を負担するものとします。

7. 契約者は、本 SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。

8. 契約者は、本 SIM カードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等を行わないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本 SIM カードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

9. 契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。なお、SIM カードの貸与に係る費用は、本サービスの利用料金には含まれないものとします。

10. 契約者が、本 SIM カード以外の SIM カードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けら

れない場合があると同時に、弊社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。

11. 契約者は、本サービスに関する契約終了後、当社が定める期日までに本SIMカードを弊社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

第17条（本SIMカードの切替）

当社が別途定める手続きに従い、本SIMカードの切替（種別の異なるSIMカードへの切替とします。以下同じとします）の申込を契約者に対して行うことができるものとします。

2. 本SIMカードの切替に際して、利用者又はその代理人が切替後の本SIMカードを受領しない場合、当社は、利用者又はその代理人が受領しなかったことを確認した時点をもって、本SIMカードの切替申込を取り消すことができるものとします。

第18条（契約者識別番号の登録等）

当社は、次の場合には、契約者の本SIMカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更または消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます）を行います。

- (1) 本SIMカードを貸与するとき
- (2) その他本SIMカードの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき
- (3) その他本規約の規定により契約者識別番号を変更する場合

第19条（自営端末機器）

契約者は、本サービスを利用するために必要となる自ら用意する設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。

3. 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第20条（端末利用にかかる契約者の義務）

契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。

2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

- (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
- (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去しないこと。

第4章 通信

第21条（通信利用の制限）

当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

3. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への利用者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。

第22 条（通信時間の制限）

第21 条（通信利用の制限）の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。

3. 当社は、一定期間における通信時間が弊社の定める時間を超えると、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えると、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

5. 前4 項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第23 条（サービス提供の中断）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第 21 条（通信利用の制限）または第 22 条（通信時間の制限）により通信利用を制限するとき。

(3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第24 条（利用停止）

当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、利用者に通知することなく当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法に

よる支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。

(2) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。

(3) 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。

(4) 携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認に応じないとき。

(5) 第17条（切替）第2項に定める切替後の本SIMカードを受領しなかったとき。

(6) 第19条（自営端末機器）の規定に違反し、本SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。

(7) 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

(8) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。

(9) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。

(10) 前各号のほか、本規約の定めと違反する行為が行われたとき。

第25条（通信時間の測定）

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

(1) 通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。

(2) 前号の定めと拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第26条（通信速度等）

当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する本SIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第27条（回線交換サービス）

当社は、回線交換サービスの提供を受けるプランを選択された契約者に対し、回線交換サービスを提供します。

2. 回線交換サービスには、次の種類があります。

種類	内容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの

64kb/s デジタル通信モード	回線交換方式により 64kb/s 以下で符号、音声その他の音響または映像の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字または記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの

第 28 条（契約者識別番号の付与）

当社は、本サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者識別番号を定め、1 の契約回線に対して 1 つ付与します。

2. 本サービスの提供を受ける契約者は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

第29 条 （回線サービスの携帯電話・PHS 番号ポータビリティ）

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下「MNP」とし、同じとします）の転入、転出の適用を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

2. MNP 転出については、以下の条件が適用されます。

- (1) 移転元契約者と移転先契約者は、同一であるものとします。
- (2) 契約者は、MNP 転出の申し込みを行い、当社が発行する MNP 予約番号を移転先事業者に提示して手続きを行います。MNP 予約番号には期限（予約日を含めた 15 日間）があります。
- (3) 移転先事業者で、MNP 転入がされた時点で当社との契約は解約となりますが、MNP 転入待ち状態で MNP 予約番号の期限が切れた場合は、MNP は無効となり解約（MNP 転出）は、キャンセルされます。
- (4) MNP 転出手数料は無料です。

3. MNP 転入については、以下の条件が適用されます。

- (1) 移転元契約者と移転先契約者は、同一であるものとします。
- (2) MNP 予約有効期限が 7 日以下の場合は、手続き途中で有効期限が切れてしまう可能性があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。MNP 手続きが完了しない場合は、MNP 予約番号の再発行後に再度 MNP 転入の手続きをするものとします。
- (3) 当社にて切替作業が完了次第、ご利用中の携帯電話会社の SIM カードは利用できなくなり、ナカヨモバイルの SIM カードが利用可能になることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

第30 条 （回線交換サービスの禁止行為）

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。本条は、本規約において禁止する行為に加えて、回線交換サービスの提供を受ける契約者の禁止行為を定めるものとします。

- (1) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます）を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。
- (2) 第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど回線交換サービスに支障をきたすおそれのある行為、回線交換サービスの運営を妨げる行為。

(3)回線交換サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為。

(4)回線交換サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為。

第31 条 （回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等）

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、当社に申込み、当社の承諾を得たときは、回線交換サービスにおいて、国際アウトローミングを利用することができます。

2. 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したとき（契約者以外の者が契約者回線を利用したときを含みます）は、料金表に定める国際アウトローミング利用料の支払を要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者または当社の機器により測定します。

3. 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できないとき、または電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができません。

5. 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

6. 当社は、契約者が弊社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に弊社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます）について、限度額（以下この条において「利用停止目安額」といいます）を設定します。

7. 当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。

8. 当社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたときを当社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。

9. 契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払を要します。

10. 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害額については、本サービス規約第42条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

11. 国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、別表、料金表に定めるところによります。

第32 条 （国際電気通信事業者への回線交換サービスの契約情報の通知）

当社は、国際電気通信事業者等から請求があったときは、回線交換サービスの提供を受ける契約者の氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等を当該事業者に通知することがあります。

第5 章 料金等

第33 条 （利用料金）

当社が提供する本サービスの料金は、初期費用、SIM利用手数料、月額費用および手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

※本条第1 項に定める月額費用は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本料金、付加機能使用料およびユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第34 条 （初期費用、SIM利用手数料の支払義務）

契約者は、本サービスに係る料金表に定める初期費用、SIM 利用手数料の支払いを要します。初期費用、SIM 利用手数料の支払い義務は、他に定めのない限り、本 SIM カードを引き渡した日とします。料金の日割り計算対応は、行っていません。

第35 条 （月額費用の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします）について、料金表に定める月額費用の支払いを要します。基本料金、付加機能サービス利用料、ユニバーサルサービス料について、料金の日割り計算対応は、行っていません。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(3)前2 号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金。

第36 条 （手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払を要します。

第37 条 （割増金）

契約者は、費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第38 条 （延滞利息）

当社は、契約者はが料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがな

い場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として請求することができます。

第6 章 保守

第39 条（当社の維持責任）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第40 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2. 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器（移動無線装置に限ります）を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第7 章 損害賠償

第41 条（責任の制限）

当社は、提供サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、提供サービスが全く利用できない状態（その契約にかかる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）、且つ提供サービスを全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその提供サービスにかかる料金の合計額を限度として発生した損害とみなし、その額に限って日割りにて賠償します。

「提供サービスにかかる料金」は、次の各号に定めるものとします。また、国際アウトローミング利用料、最低利用期間型プランに係る解約金、手続きに関する料金、SIM カード損害金、事業者間精算に関する料金、及び当該時間未満の利用不能については、「本サービスにかかる料金」に該当しないものとします。

(1) 基本使用料、付加機能サービス料およびユニバーサルサービス料等の月額料

(2) 通信料、国際電話通話料、番号案内料等（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出する）。なお、当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

3. 当社の故意又は重大な過失により提供サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

4. 第1 項および第2 項の定めにかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42 条 （免責）

電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。

2. 弊社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 43 条（免責事項等）

第 41 条（責任の制限）の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接、或いは間接の損害について、第 41 条（責任の制限）の責任以外は、法律上の責任ならびに明示、又は黙示の保証責任を問わずいかなる責任も負いません。また、利用規約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、又は重大な過失があった場合、本条は適用しません。

2. 本サービスと接続する契約社のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。

3. 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

4. 当社は、本サービスの利用に起因する契約者或いは第三者の損害（情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害を含むが、それに限定されない）について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

5. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による通信機器の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

8 章 雑則

第44 条（位置情報の創出）

携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

2. 前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします）を、携帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。

3. 当社は、前 2 項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第45 条 （他の電気通信事業者への情報の通知）

契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り）を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

2. 前項の規定によるほか、契約者は、当社が、携帯電話番号ポータビリティにかかる携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等の情報（携帯電話番号ポータビリティにかかる手続きのために必要なものに限り）を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

第46 条 （技術仕様等の変更等）

当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本SIMカードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第47 条 （利用上の制限）

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の確認を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第48条 （電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

当社は、契約者から申出があり、かつ当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に指定する事業者の契約約款等の定めによりその事業者が契約者に請求することとした電気通信サービス等の料金または工事に関する費用について、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

第49 条 （法令に定める事項）

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第50 条 （閲覧）

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第51 条 （付帯サービス）

本サービスに関する付帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第52 条 （反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第53条 （サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

附則

本規約は平成 28 年 5 月 1 日より効力を有するものとします。

平成 28 年 9 月 28 日変更

本規約は平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

本規約は平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

2019 年 10 月 1 日変更

本規約は 2019 年 10 月 1 日から実施します。

2020 年 4 月 1 日変更

本規約は 2020 年 4 月 1 日から実施します。

2023 年 4 月 1 日変更

本規約は 2023 年 4 月 1 日から実施します。

別紙 料金表

【料金】

1. 初期費用、SIM 利用手数料は、次に定める通りとします。

プラン	初期費用	SIM 利用手数料
ナカヨモバイル 1 G B / 月プラン	3,300 円 (3,000 円税抜)	433.4 円 (394 円税抜)
ナカヨモバイル 3 G B / 月プラン	3,300 円 (3,000 円税抜)	433.4 円 (394 円税抜)
ナカヨモバイル 5 G B / 月プラン	3,300 円 (3,000 円税抜)	433.4 円 (394 円税抜)
ナカヨモバイル 10 G B / 月プラン	3,300 円 (3,000 円税抜)	433.4 円 (394 円税抜)

[備考]①初期費用、SIM 利用手数料は、利用開始月に発生します。

2. 月額費用は、次に定める通りとします。

(1) データ通信 SIM カード 基本料金

プラン	月額利用料
ナカヨモバイル 1 G B / 月プラン	935 円 (850 円税抜)
ナカヨモバイル 3 G B / 月プラン	1,210 円 (1,100 円税抜)
ナカヨモバイル 5 G B / 月プラン	1,760 円 (1,600 円税抜)
ナカヨモバイル 10 G B / 月プラン	3,080 円 (2,800 円税抜)

[備考]①基本料金は、利用開始翌月から発生します。

(2) SMS 機能付データ通信 SIM カード 利用料

項目	月額利用料
基本料金	165 円 (150 円税抜) / 1 SIM カード
SMS 利用料	SMS 利用料は、基本料金（月額）とは別に SMS 送信料が従量制で発生します。SMS 通信料金は、NTT ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金に定められた料金と同額とします。（国外向け通信は、消費税対象外）

[備考]①SMS 基本料金は、利用開始月の翌月から発生します。

②SMS 送信料は、利用開始月から従量制で発生します。

③契約後に SMS 機能を追加、解約を行う場合は、SIM カードの交換が必要になります。SIM カードの交換には、SIM カードの発行手数料が掛かります。3. 手続きに関する料金を参照下さい。

(3) 音声機能付 SIM カード基本料

プラン	月額利用料
ナカヨモバイル 1GB/月プラン（音声機能付）	1,705円 (1,550円税抜)
ナカヨモバイル 3GB/月プラン（音声機能付）	1,980円 (1,800円税抜)
ナカヨモバイル 5GB/月プラン（音声機能付）	2,530円 (2,300円税抜)
ナカヨモバイル 10GB/月プラン（音声機能付）	3,850円 (3,500円税抜)

(4) 音声機能付 SIM カード利用料金

項目	月額利用料
SMS利用料	SMS利用料は、送信料が従量制で発生します。SMS通信料金は、NTTドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金に定められた料金と同額とします。（国外向け通信は、消費税対象外）
国内通話利用料	NTTドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において通話モードに係る料金と64kb/sデジタル通信モードに係る料金に定められた料金と同額とします。 国内からの発信にのみ自動プレフィックス(00XY)付与が適用されます。一部自動プレフィックス付与通話対象外となる通話があります。 (1XY(110番, 119番等)、00XY, 0AB0(0120, 0570等)への通話)
国際通話利用料	NTTドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた別表【国際電話通話料】の料金と同額とします。 (消費税対象外)
国際アウトローミング利用料	NTTドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において国際アウトローミング利用料に係る料金に定められた別表【国際アウトローミング利用料】の料金と同額とします。（消費税対象外）

[備考]①基本料金は、利用開始月の翌月から発生します。

②音声通話料は、利用開始月から従量制で発生します。

③契約後に音声通話機能を追加、解約を行う場合は、SIMカードの交換が必要になります。SIMカードの交換には、SIMカードの発行手数料が掛かります。3. 手続きに関する料金参照下さい。

④自動プレフィックスは、2021年4月6日13:00以降の設定作業が完了次第提供開始とします。

(5) 付加機能サービス利用料

項目	月額利用料
通話中着信機能（キャッチホン）	220円 (200円税抜) / 1 SIMカード
留守番電話機能	330円 (300円税抜) / 1 SIMカード

[備考]①通話中着信機能及び留守番電話機能の利用、利用の終了については、当社が定める利用の申し込み又は、利用終了の通知をする必要があります。利用料は、利用開始当月から発生します。料金の日割り計算対応は、行っていません。

(6) ユニバーサルサービス料

区分		単位	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	3,3 円(3 円税抜)

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するために負担すべき料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直すものとします。

3. 手続きに関する料金は、次に定める通りとします。

料金種別	単位	料金額
登録事務手数料	1 契約ごとに	3,300 円(3,000 円税抜)
SIM カード切替手数料	1 枚ごとに	3,300 円(3,000 円税抜)
SIM カード有償交換手数料	1 枚ごとに	3,300 円(3,000 円税抜)
MNP 転出手数料	1 契約ごとに	3,300 円(3,000 円税抜) / 無料 ※2021/4/1 から適用
音声機能付 SIM カード解約違約金	1 契約ごとに	8,800 円(8,000 円税抜)
		各プランの月額利用料 1 か月分 (2022 年 7 月 1 日以降お申込みの個人のお客様)

[備考] 音声機能付 SIM カード解約違約金は、利用開始日から 6 ヶ月以内に解約した場合の費用です。

【国際電話通話料】

1 適用

国際通話料の適用		
(1) 通話の種類等	ア 通話の種類は、次のとおりとする。	
	種類	内容
	通話モード	主としておおむね 3 kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
	デジタル通信モード	符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのものであって、通話モード以外のもの
(2) 通話料及び通話先区分の適用	通話料は 2（料金額）、通話料に係る通話先区分は別表 1 に定めるところにより適用するものとする。	
(2) の 2 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯電話との間の通話の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る地球通信局又は特定衛星携帯電話との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯電話の所在地にかかわらず、国際電話サービスに係る通話として取り扱うものとする。	
(3) 平日昼間及びその他の料金額の適用	ア 平日昼間及びその他とは、次の時間帯をいう。	
	区分	時間帯
	平日昼間	平日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいう）以外の日をいう）における午前 8 時から午後 7 時までの間
	その他	平日昼間を除く全時間帯
イ 国際通話料は、本邦の暦及び時刻によるものとする。		

2 料金額

2－1 2－2 以外のもの

2－1－1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額※消費税対象外	
		30 秒までごとに次の料金額	
国際通話料	通話先区分	平日昼間	その他
	アメリカ 1	34 円	31 円
	アメリカ 2	111 円	60 円
	アメリカ 3	148 円	109 円
	アジア 1	57 円	49 円
	アジア 2	68 円	63 円

	アジア 3	148 円	98 円
	オセアニア	68 円	63 円
	ヨーロッパ	108 円	78 円
	アフリカ	180 円	120 円
	インマルサット B	250 円	250 円
	インマルサット M	250 円	250 円
	インマルサット ミニ M	200 円	200 円
	インマルサット Fleet	200 円	200 円
	インマルサット M4	200 円	200 円
	インマルサット B G A N	200 円	200 円
	イリジウム衛星携帯電話	250 円	250 円
	スラーヤ衛星携帯電話	200 円	200 円
	船舶／航空機等	250 円	250 円

2-1-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額※消費税対象外
国際通話料	通話先区分	30 秒までごとに次の料金額
	アメリカ	271 円
	アジア 1	124 円
	アジア 2	152 円
	アジア 3	265 円
	オセアニア	152 円
	ヨーロッパ	203 円
	アフリカ	316 円

2-2 国際ローミング機能に係るもの

2-2-1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額※消費税対象外
国際通話料	通話先区分	1 分までごとに次の料金額
	アメリカ 1	50 円
	アメリカ 2	100 円
	アメリカ 3	140 円
	アジア 1	70 円
	アジア 2	80 円
	アジア 3	140 円
	オセアニア	80 円
	ヨーロッパ	110 円
	アフリカ	160 円
	船舶／航空機等	650 円

2-2-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額※消費税対象外
国際通話料	通話先区分	1分までごとに次の料金額
	アメリカ	440 円
	アジア 1	200 円
	アジア 2	250 円
	アジア 3	430 円
	オセアニア	250 円
	ヨーロッパ	330 円
	アフリカ	510 円

【国際アウトローミング利用料】

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	国際アウトローミングにより利用できる通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード又はショートメッセージ通信モードに限り、さらに、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、別表2に定めるところによる。 (注1) 国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者により異なる。 (注2) 注1の規定によるほか、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、通信の状況等により変動する。 (注3) 国際アウトローミングに係る通信の種類により、その外国の電気通信事業者の営業区域が異なる場合がある。
(2) 国際アウトローミング利用料の適用等	ア 国際アウトローミング利用料は、その通信の種類に応じて卸携帯電話約款の第133条（国際アウトローミングの利用）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と2（料金額）の規定により算定した額を適用するものとする。
(3) 国際アウトローミング利用料の区分の適用	国際アウトローミング利用料の区分は、別表2に定めるその国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者のグループ及び別表3に定めるその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に応じて適用するものとする。

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
	1分までごとに次の料金額※消費税対象外		
グループ1	50 円	125 円	265 円
グループ2	75 円	175 円	265 円
グループ3	75 円	280 円	280 円
グループ4	75 円	380 円	380 円
グループ5	80 円	180 円	280 円
グループ6	80 円	280 円	280 円
グループ7	80 円	380 円	380 円
グループ8	125 円	140 円	265 円
グループ9	130 円	380 円	380 円
グループ10	130 円	580 円	580 円

グループ 11	125 円	380 円	380 円
グループ 12	480 円	880 円	880 円
グループ 13	180 円	480 円	480 円
グループ 14	580 円	980 円	980 円
グループ 15	650 円	650 円	650 円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
	1 分までごとに次の料金額※消費税対象外
グループ 1	75 円
グループ 2	80 円
グループ 3	125 円
グループ 4	130 円
グループ 5	480 円
グループ 6	150 円
グループ 7	—

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気 通信設備への通信	日本の電気通信設備への 通信	左 2 欄以外の国又は地域 の電気通信設備への通信
	1 分までごとに次の料金額※消費税対象外		
グループ 1	100 円	380 円	380 円
グループ 2	280 円	480 円	480 円
グループ 3	100 円	280 円	280 円
グループ 4	210 円	410 円	410 円
グループ 5	280 円	580 円	580 円
グループ 6	280 円	680 円	680 円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
	1 分までごとに次の料金額※消費税対象外
グループ 1	100 円
グループ 2	280 円
グループ 3	—

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信 1 回ごとに

区分	料金額※消費税対象外
下欄以外のもの	100 円
OnAir Switzerland Sarl、AeroMobile AS、 および Maritime Communications Partner as に係るもの	170 円

別表1 国際電話サービス 取扱地域

1 通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ 地方	アメリカ 1	アメリカ合衆国(本土)(船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、アラスカ、カナダ、グアム、サイパン、ハワイ
	アメリカ 2	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、英領ケイマン諸島、英領バージン諸島、グレナダ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国、モンセラット
	アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、オランダ領シント・マールテン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島、ミクロン島、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、仏領ギアナ、仏領サン・マルタン、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、マルティニク
アジア地方	アジア	大韓民国、北朝鮮、台湾、中華人民共和国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ラオス人民民主共和国
	アジア 3	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バーレーン王国、パレスチナ自治政府、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ミャンマー連邦共和国、モルディヴ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング群島、ソロモン諸島、サモア独立国、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、仏領ポリネシア、仏

		領ワリス・フテュナ諸島、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アイスランド共和国(船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、グルジア、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦(船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、ジャージー、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国(船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、バチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フェロー諸島、△フォークランド諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国(船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア

アフリカ地方	アフリカ	アセンション島(ただし CABLE AND WIRELESS GUERNSEY LIMITED での利用はヨーロッパ)、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島
インマルサット移動地球局		インマルサット B、インマルサット M、インマルサットミニ M、インマルサット Fleet、インマルサット M4、インマルサット B G A N
特定衛星携帯電話		イリジウム衛星携帯電話、スラーヤ衛星携帯電話
船舶／航空機等		各国事業者の船舶／航空機取扱地域、及びグローバルサービスに係るもの
備考 セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、取扱いを中止します。		

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	アメリカ	ブラジル
アジア地方	アジア 1	大韓民国、台湾、中国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、△ベトナム社会主義共和国、マレーシア
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、△クウェート国、△サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、ニュージーランド

ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	△アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、△コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、△スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、△タジキスタン共和国、△チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、△マルタ共和国、モナコ公国、△モンテネグロ、△ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、△ロシア
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、△チュニジア共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、今後提供予定の地域です。

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます）に係るグループ		
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	AT&T Mobility LLC	8	—	○
		Limitless Mobile, LLC	8	—	○
		T-Mobile USA, Inc.	8	—	○
		Verizon Wireless	11	—	○
		Cincinnati Bell Wireless, LLC	8	—	○
		Commnet Wireless LLC	△8	—	△
	アルゼンチン共和国	Telecom Personal S.A.	5	—	○
		Telefonica Moviles	5	—	○
		Argentina SA			
		AMX Argentina S.A	△5	—	△
	ウルグアイ東方共和国	Administracion Nacional de	5	—	○
		Telecomunicaciones			
		Telefonica Moviles del	5	—	○
		Uruguay S.A			
	英領ケイマン諸島	Cable & Wireless (WestIndies)	6	—	○
	英領バージン諸島	Caribbean CellularTelephone Limited	6	—	○
	エルサルバドル共和国	CTE TELECOM PERSONAL, S.A. DE C.V.	9	—	○
		Telefonica Moviles El	9	—	○
		Salvador, S.A. de C.V.,			
	ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND TELEGRAPH Company Limited	△6	—	△
	カナダ	TELUS Communications	8	—	○
		Company,			

		BELL MOBILITY INC.,	8	—	○
		Rogers Communications Partnership	8	—	○
キューバ共和国		Unidad de Negocios Movil	7	—	○
		ETECSA			
グアテマラ共和国		Servicios de Comunicaciones Personales	9	—	○
		Inalambricas, S. A.			
		Telefonica Moviles			
		Guatemala, S. A.,	9	—	○
グアドループ島・マルティニク・仏領ギアナ		OUTREMER TELECOM	6	—	○
グアム		DOCOMO PACIFIC, INC.	5	—	○
		Pulse Mobile LLC	5	—	○
コスタリカ共和国		INSTITUTO COSTARRICENSE DE ELECTRICIDAD	5	—	○
		CLARO CR	△5	—	△
		TELECOMUNICACIONES, S. A.			
		Telefonica de Costa Rica TC, S. A..	5	—	○
コロンビア共和国		COLOMBIA MOVIL S. A. E. S. P	6	—	○
		Colombia Telecomunicaciones S. A. ESP	6	—	○
		Comunicación Celular, S. A.	△6	—	△
仏領サン・マルタン		Dauphin Telecom	△6	—	△
ジャマイカ		Digicel (Jamaica) Limited	6	—	○
チリ共和国		Entel PCS	6	—	○
		Telecomunicaciones S. A.			
		TELEFONICA MOVILES CHILE S. A.	6	—	○
ドミニカ共和国		ORANGE DOMINICANA, S. A.	7	—	○
		Compania Dominicana de	7	—	○
		Telefonos, S. A.			

トリニダード・トバゴ共和国	Telecommunications Services	6	—	○
	of Trinidad and Tobago			
	Ltd.,			
ニカラグア共和国	TELEFONIA CELULAR DE	10	—	○
	NICARAGUA S.A			
パナマ共和国	Cable & Wireless Panama, S.A.	6	—	○
	Telefonica Moviles Panama,	△6	—	△
	S.A.			
バハマ国	THE BAHAMAS	10	—	○
	TELECOMMUNICATIONS COMPANY LTD.			
バミューダ諸島	Bermuda Digital	6	—	○
	Communications Ltd.			
パラグアイ共和国	HOLA PARAGUAY S.A.	6	—	○
	Nucleo S.A.	6	—	○
フォークランド諸島	Cable & Wireless South	9	—	○
	Atlantic Limited			
ブラジル連邦共和国	TELEFONICA BRASIL S/A	6	—	○
	Oi Move! S.A. S.A.	6	—	○
	TIM CELULAR S.A.	6	4	○
ベリーズ	Belize Telecommunications	10	—	○
	Limited			
ベネズエラ・ボリバル共和国	CORPORACION DIGITEL, C.A	9	—	○
	Telecomunicaciones	△9	—	△
	Movilnet, C.A.			
ペルー共和国	AMERICA MOVIL PERU S.A.C.,	6	—	○
	Telefonica Moviles S.A.,	6	—	○
ボリビア多民族国	ENTEL S.A.	△6	—	△
	NUEVATEL PCS DE BOLIVIA	6	—	○
	S.A.			
ホンジュラス共和国	Servicios de Comunicaciones	9	—	○
	de Honduras S.A. de C.V.			
	Telefónica Celular S.A. (CELTEL)	9	—	○

	メキシコ 合衆国	PEGASO PCS S.A. de C.V.	7 ただし エクアド ルでの利 用は9	—	○
		Radiomovil DIPSA S.A. de	7 ただ し、ブラ ジル連邦 共和国で の利用は 6、ニカラ グア共和 国での利 用は10	—	○
		C.V. Telcel			
アジ ア地 方	アフガニ スタン・ イスラム 共和国	Afghan Wireless	7	—	○
		Communication Company			
		Telecom Development Company	7	—	○
		Afghanistan, Corporation			
	アラブ首 長国連邦	EMIRATES INTEGRATED	5	5	○
		TELECOMMUNICATIONS COMPANY, PJSC			
		EMIRATES TELECOMMUNICATIONS	5	5	○
		CORPORATION			
	イエメン 共和国	Spacotel Yemen	5	—	○
		Y - Telecom,	5	—	○
	イスラエ ル国	Cellcom Israel Ltd.	7	5	○
		Partner Communications	7	△5	○
		Company Ltd.			
		Pelephone Communications Ltd.,	7	—	○
	イラク共 和国	Mtc Atheer Telecom Iraq	6	—	○
		Limited			
		Korek Telecom	6	—	○
	イラン・ イスラム 共和国	MTN Irancell	△5	—	△
		Mobile Company of Iran	5	—	○
		Rafsajan Industrial Complex	5	—	○
		(Coop)			
	インド	Aircel Limited,	△5	—	△
		AircelCellular Limited & Dishnet Wireless Limited			

		IDEA Cellular Limited	5	—	○
		Tata TeleServices Limited	5	△5	○
		Bharti Airtel Ltd.	5	—	○
		Bharti Hexacom Ltd.			
		Bharat Sanchar Nigam	5	—	○
		Limited			
		Vodafone Mobile Services	5	—	○
		Limited			
		Vodafone India Limited	5	—	○
		Vodafone East Limited	5	—	○
		BPL Mobile Communications Ltd,	5	—	○
		Vodafone Cellular Limited	5	—	○
		Vodafone West Limited	5	—	○
		Mahanagar Telephone Nigam Limited	5	—	○
		Reliance Telecom Limited,	5	—	○
	インドネシア共和国	PT Indosat Tbk	4	2	○
		PT XL Axiata Tbk.	4	—	○
		PT Telekomunikasi Selular,	4	2	○
		PT. AXIS Telecom Indonesia	4	—	○
	オマーン国	Omani Qatari	5	—	○
		Telecommunications Company			
		S. A. O. G.			
		Oman Mobile	5	—	○
		Telecommunications Company			
		L. L. C,			
	カタール国	Qatar Telecom (Qtel) Q. S. C.	5	5	○
		Vodafone Qatar Q. S. C.	5	—	○
	カンボジア王国	CamGSM Company Limited.	4	—	○
		Cambodia Advance	4	—	○
		Communications Co., Ltd.			
		Smart Axiata Co., Ltd	4	—	○
	クウェート国	Kuwait Telecommunication	7	—	○
		Company (K. S. C),			
		National Mobile	7	△5	○
		Telecommunications Co.			
		Mobile Telecommunications	7	—	○

	Company (KSC)			
サウジア ラビア王 国	Etihad Etisalat Company	5	△5	○
	Saudi Telecom Company	5	△5	○
	Mobile Telecommunications	5	△5	○
	Company Saudi Arabia			
	Areeba Syria	7	—	○
	Syriatel Mobile Telecom S.A.	△7	—	△
	SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.	2	3	○
	StarHub Mobile Pte Ltd,	2	3	○
	M1 Limited	2	3	○
	DIALOG AXIATA PLC	7	2	○
	Etisalat Lanka (Private) Limited	7	—	○
	Mobitel Private Limited,	7	2	○
	Hutchison	△7	—	△
	Telecommunications Lanka			
	Pvt Ltd			
	Advanced Info Service Public	2	—	○
	Company Limited			
	Real Future Company Limited	2	—	○
	Total Access Communication	2	—	○
	Public Company Limited			
タイ王国	ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED	2	—	○
	dtac Trinet Co.,Ltd	2	—	○
大韓民国	SK Telecom Co.,Ltd.	1	4	○
	KT Corporation	1	4	○
台湾	VIBO Telecom Inc.	2	3	○
	Taiwan Mobile Co., Ltd.	2	3	○
	Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,	2	3	○
	Far Easton	2	3	○
	Telecommunications Co.,Ltd			
中華人民 共和国	China Mobile Communications	2	—	○
	Corporation,			
	China United	2	5	○
	Telecommunications			
	Corporation			

	ネパール 連邦民主 共和国	NCELL PRIVATE LIMITED	5	—	○
		Nepal Telecommunication Corporation	5	—	○
	パキスタ ン・イス ラム共和 国	Pakistan Mobile	5	—	○
		Communications Limited			
		Pak Telecom Mobile Limited	5	—	○
	パレスチ ナ暫 定 自治政府	Palestine Cellular	10	—	○
		Communication Ltd			
		Wataniya Palestine Mobile	10	—	○
		Telecommunication Company			
	バーレー ン王国	Bahrain Telecommunication	5	—	○
		Company			
		VIVA BAHRAIN	5	—	○
	バングラ デシュ人 民共和国	Robi Axiata Limited	5	—	○
		GrameenPhone Limited	5	—	○
	東ティモ ール民主 共和国	Timor Telecom	7	—	○
		Telekomunikasi Indonesia Internasional, S. A	△7	—	△
	フィリピン 共和国	GLOBE TELECOM, INC.	2	1	○
		SMART Communications, Inc.,	2	1	○
		Digital Telecommunications	2	—	○
		Philippines, Inc.			
	ブータン 王国	Tashi InfoComm Ltd	6	—	○
		B-Mobile	6	—	○
	ブルネ イ・ダル サラーム 国	DST Communications Sdn. Bhd.	6	—	○
		B-Mobile Communications Sdn Bhd	6	1	○
	ベトナム 社会主義 共和国	VIETTEL Corporation	3 ただし ハイチ共 和国及び ラオスで の利用は △6、ミヤ ンマー連 邦共和国 での利用	△3	○

			は△13		
		Vietnam Telecom Services	3	—	○
		Company			
		Vietnam Mobile Telecom	3	△3	○
		Services			
		Vietnamobile Communications	3	—	○
		Center Branch of Hanoi			
		Telecom Joint Stock Company			
	香港	Hong Kong	2	1	○
		Telecommunications (HKT)			
		Limited			
		SmarTone Mobile	2	1	○
		Communications Limited			
		Hutchison Telephone	2	1	○
		Co., Ltd.			
		CSL Limited	2	1	○
		China Mobile Hong Kong	2	—	○
		Company Limited			
	マカオ	Companhia de	2	1	○
		Telecomunicacoes de Macau			
		S. A. R. L.			
		Hutchison Telephone (Macau) Company	2	1	○
		Limited			
		SMARTONE-COMUNICAÇÕES MOVEIS, S. A.	2	—	△
	マレーシ ア	Celcom Axiata Berhad	2	3	○
		DIGI TELECOMMUNICATIONS SDN BHD,	2	—	○
		Maxis Mobile Services Sdn Bhd	2	3	○
		U-Mobile Sdn Bhd,	2	3	○
	ミャンマ ー連邦共	Myanma Posts and	6	—	△
		Telecommunications			

	和国				
	モルディ ブ共和国	Dhivehi Raajjeyge Gulhun	7	—	○
		Private Limited			
		Ooredoo Maldives Pvt Ltd	7	—	○
	モンゴル 国	MobiCom Corporation	7	—	○
		Unitel LLC,	7	—	○
	ヨルダ ン・ハシ ェミット 王国	Jordan Mobile Telephone	6	—	○
		Services Co. Ltd.,			
		Petra Jordanian Mobile	6	—	○
		Telecommunication Company			
		Ltd.			
	ラオス人 民民主共 和国	Lao Telecommunications,	6	—	○
		ETL Public Company	6	—	○
		Star Telecom Co.Ltd.	△6	—	△
	レバノン 共和国	Mobile Interim Company No.2 SAL	6	—	○
		Mobile Interim Company 1 SAL	6	—	○
	オースト ラリア連 邦	Optus Mobile Pty Ltd.	5	3	○
		Telstra Corporation Limited	5	3	○
		Vodafone Network Pty Ltd	5	—	○
	クック諸 島	Telecom Cook Islands Limited	13	—	○
	ソロモン 諸島	Solomon Telekom Company Ltd	9	—	○
	ニューカ レドニア	OPT New Caledonia	6	—	○
	ニュージ ーランド	Two Degrees Mobile Limited	5	2	○
		Telecom New Zealand Limited	5	—	○
		Vodafone New Zealand Limited	5	2	○
	バヌアツ 共和国	Telecom Vanuatu Limited	△7	—	△
	パプアニ	BLACK DOLPHIN Limited	10	—	○

	ユーギニア独立国 オセアニア地方	Digicel (PNG) Ltd,	10 ただしフィジー諸島共和国及びナウル共和国での利用は5、サモア独立国での利用は6、バヌアツ共和国及びトンガ王国での利用は7	—	○
	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	—	○
		Palau Mobile Corporation	12	—	○
	フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	—	○
	仏領ポリネシア	Tikiphone S.A.S.	5	—	○
		Pacific Mobile Telecom	△5	—	△
	米領サモア	bluesky Communications	△9	—	△
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国	Nova ehf.	5	—	○
		Landssimi Islands hf.	5	△2	○
	アイルランド	02 Communications (Ireland) Limited	6	—	○
		Vodafone Ireland Limited	6	—	△
		Hutchison 3G Ireland Limited	△6	—	△
	アゼルバイジャン共和国	Azercell Telecom LLC	7	—	○
		“Bakcell” LLC	△7	—	△
	アルバニア共和国	ALBANIAN MOBILE COMMUNICATIONS S. A.	7	—	○
		Vodafone Albania	7	—	○

アルメニア共和国	K Telecom CJSC	13	—	○
アンドラ公国	Servei de Telecomunicacions	9	△5	○
	d' Andorra			
イタリア共和国	WIND Telecomunicazioni S.p.A	6	2	○
	Telecom Italia S.p.A.	6	2	○
	Vodafone Omnitel N.V.	6	2	○
	H3G SpA	6	—	○
ウクライナ	MTS Ukraine	7	—	○
	Kyivstar JSC	7	—	○
ウズベキスタン共和国	Unitel LLC	7	—	○
	FE COSCOM LLC	7	—	○
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	Everything Everywhere Limited	5	2	○
	Telefónica UK Limited	5	2	○
	Hutchison 3G UK Ltd	5	2	○
	Vodafone Limited	5	2	○
英領ジブラルタル	Gibtelecom	9	—	○
エストニア共和国	AS EMT,	7	2	○
	Elisa Eesti AS	7	△2	○
オーストリア共和国	T-Mobile Austria GmbH,	5	2	○
	Hutchison 3G Austria GmbH	5	2	○
	A1 Telekom Austria AG	5	2	○
オランダ王国	KPN B.V.	5	2	○
	T-mobile Netherlands BV,	5	2	○
	Vodafone Libertel B.V.	5	2	○
ガーンジー	Sure (Gernsey) Limited	5	ただしアセンションでの利用は13	○
カザフスタン共和国	KaR-Tel LLC,	7	—	○
	Kcell Joint Stock Company	7	—	○
キプロス共和国	Cyprus Telecommunication	5	2	○
	Authority			

		MTN Ltd.	△5	—	△
ギリシャ 共和国		COSMOTE Mobile	5	△2	○
		Telecommunications S. A.			
		WIND HELLAS	5	2	○
		TELECOMMUNICATIONS S. A.			
		Vodafone-Panafon S. A.	5	△2	○
キルギス 共和国		Sky Mobile LLC.	7	—	○
		Closed Joint-Stock Company Alfa Telecom	7	—	○
グリーン ランド		TELE Greenland A/S	6	—	○
グルジア		Geocell Ltd.	6	—	○
		Magticom Ltd.,	6	—	○
グレート ブリテン 及び北ア イルラン ド連合王 国		Everything Everywhere Limited	5	2	○
		Telefonica UK Limited	5	2	○
		Hutchison 3G UK Ltd	5	2	○
		Vodafone Limited	5	2	○
クロアチ ア共和国		Croatian Telecom Inc.	7	2	○
		VIPnet d. o. o.,	7	△2	○
サンマリ ノ共和国		San Marino Telecom S. p. A.	6	—	○
ジャージ ー島		JT (Jersey) Limited	5	—	○
スイス連 邦		Orange Communications SA	5	2	○
		OnAir Switzerland S?rl	△15	—	△
		Sunrise Communications AG	5	—	○
		Swisscom Ltd	5	△2	○
スウェー デン王国		Teliasonera Mobile Networks	5	2	○
		AB, Sweden			

		Tele2 Sverige AB,	5	ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	2	○
		Hi3G Access AB	5		2	○
スペイン		Orange Espagne, S. A. , sociedad unipersonal	5		2	○
		Telefonica Moviles Espana, S. A.	5		2	○
		Vodafone Espana S. A. U.	5		2	○
スロバキア共和国		Slovak Telekom, a. s.	5		2	○
		Orange Slovensko a. s.	5		△2	○
スロベニア共和国		Si.mobil d. d.	6		2	○
		Telekom Slovenije, d. d.	6		2	○
		TUSMOBIL d. o. o.	△6		—	△
セルビア共和国		Telenor d. o. o	7		—	○
		Telekom Srbija a. d.	7		—	○
		VIP mobile d. o. o.	7		—	○
タジキスタン共和国		Babilon-Mobile	7		△5	○
		Indigo Tajikistan CJSC, on behalf of Somoncom JV CJSC,	7		—	○
チェコ共和国		T-Mobile Czech Republic a. s. ,	6		—	○
		Telefonica Czech Republic, a. s.	6		△2	○
		Vodafone Czech Republic a. s.	6		—	○
デンマーク王国		Telenor A/S	5		—	○
		TDC Mobil A/S	5		2	○
		Telia Danmark, Branch of	5	—	○	○
		Telia Nattjanster Norden				
		AB, Sweden				
ドイツ連邦共和国		E-Plus Mobilfunk GmbH & Co. KG	5		2	○
		Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	5		△2	○

		Telekom Deutschland GmbH	5	2	○
		Vodafone D2 GmbH	5	2	○
トルコ共和国		AVEA İletişim Hizmetleri A.Ş.	5	—	○
		TURKCELL İletişim Hizmetleri A.Ş.,	5	5	○
		Vodafone Telekomunikasyon A.Ş.	5	—	○
トルクメニスタン		Economy Society “MTS-Turkmenistan”	12	—	○
		Altyn Asyr TMCell Turkmenistan	12	—	○
ノルウェー王国		AeroMobile AS,	15	—	○
		TELENOR NORGE AS	5	2	○
		TeliaSonera Norge AS	5	—	○
		Maritime Communications Partner as	15	—	○
ハンガリー共和国		Telenor Magyarország Zrt.	5	2	○
		Vodafone Hungary Ltd.	5	2	○
		Magyar Telekom	5	2	○
		Telecommunications Public			
		Limited Company			
フィンランド共和国		Elisa Corporation	5	—	○
		TeliaSonera Finland Oyj	5	△2	○
		DNA Ltd	5	2	○
フェロー諸島		Faroese Telecom A/S	5	—	○
フランス共和国		Orange	5	2	○
		Societe Francaise du	5	—	○
		Radiotelephon			
		Bouygues Telecom	5	2	○
ブルガリア共和国		COSMO BULGARIA MOBILE EAD,	6	—	○
		MobilTel EAD	6	5	○
ベラルーシ共和国		FE VELCOM	7	—	○
		Limited Liability Company	7	—	○
		Mobile TeleSystems			
ベルギー王国		BASE Company nv/sa	5	—	○
		BELGACOM NV/SA	5	2	○
		Mobistar S.A	5	2	○
ポーランド共和国		Polkomtel Sp. z o. o.	6	2	○
		T-Mobile Polska Spółka Akcyjna	6	2	○

		Orange Polska S.A.	△6	—	△
ボスニア・ヘルツェゴビナ		BH TELECOM, Joint Stock Company, Sarajevo	7	—	○
		RS TELECOMMUNICATIONS Joint Stock Company Banja Luka MOBI' S,	7	—	○
ポルトガル共和国		Optimus Telecommunicacoes, S.A.	6	2	○
		Telecommunicacoes Moveis Nacionais, SA	6	2	○
		Vodafone Portugal - Comunicacoes Pessoais S.A.	6	—	○
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		ONE Telecommunications Services DOO Skopje	6	—	○
		Vip Operator DOOEL	6	—	○
マルタ共和国		Vodafone Malta Limited	7	—	○
		MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	7	△6	○
マン島		Manx Telecom	5	—	○
モルドバ共和国		ORANGE MOLDOVA S.A.	6	—	○
モンテネグロ		Drustvo za telekomunikaci je MTEL d.o.o	7	△2	○
		Telenor Ilc, Montenegro	△7	—	△
ラトビア共和国		Latovijas Mobilais Telefons SIA,	6	△2	○
リトアニア共和国		OMNITEL Telecommunication Networks	7	—	○
ルーマニア		Orange Romania S.A	7	5	○
		Vodafone Romania S.A.	7	5	○
ルクセンブルク大公国		TANGO SA.	5	2	○
		Entreprise des Postes et Télécommunications	5	—	○
ロシア		CJSC "Rostov Cellular Communications",	7	—	○
		Vimpel Communications	7	—	○
		JSC "NEW TELEPHONE COMPANY"	△7	—	△

		Megafon, Open Joint Stock Company,	7	△2	○
		MOBILE TELESYSTEMS OJSC	7	△2	○
アフリカ地方	アルジェリア民主人民共和国	ATM MOBILIS Algerie	△6	—	△
		Telecom mobile			
		ORASCOM Telecom Algerie Spa	6	—	○
	アンゴラ共和国	Unitel SA,	9	—	○
		MOVICEL TELECOMUNICACOES S. A.	9	—	○
	ウガンダ共和国	Airtel Uganda Ltd	6	—	○
	エジプト・アラブ共和国	The Egyptian Company for Mobile Service	6	△6	○
		Etisalat Misr,	6	6	○
		Vodafone Egypt Telecommunications S. A. E	6	6	○
	エチオピア連邦民主共和国	Ethio Telecom	7	—	○
	ガーナ共和国	Scancom Limited	5	—	○
		Ghana Telecommunications Company Ltd	△5	—	△
	カーボヴェルデ共和国	CVMovel, S. A.	13	—	○
	ガボン共和国	Celtel Gabon S. A.	6	—	○
		LIBERTIS GABON	△6	—	△
	カメルーン共和国	MTN Cameroon	13	—	○
	ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	—	○
		QCell Limited	13	—	○
	ギニア共和国	Areeba Guinee S. A.	7	—	○
		Orange Guinee SA	7	—	○
	ギニアビサウ共和国	Spacetel (MTN) Guinea Bissau	13	—	○
	ケニア共和国	Safaricom Limited	7	—	○
		Airtel Networks Kenya Limited	7	—	○

		Essar Telecom Kenya Limited	7	—	○
コートジ ボワール 共和国		Orange Cote d'Ivoire S.A.	9	—	○
		MTN Cote d'Ivoire S.A.,	9	—	○
コモロ連 合		Societe Nationale des Telecommunications	△10	—	△
コンゴ共 和国		airtel Congo S.A.	9	—	○
コンゴ民 主共和国		Celtel Congo (RDC) SARL	9	—	○
サント メ・プリ ンシペ民 主共和国		Companhia Santomense de	7	—	○
		Telecomunicacoes, S.A.R.L.,			
ザンビア 共和国		Celtel Zambia Limited,	7	—	○
シエラレ オネ共和 国		Airtel (SL) Limited	6	—	○
		Africell-Lintel(SL)Ltd.	6	—	○
ジブチ共 和国		Djibouti Telecom	7	—	○
ジンバブ エ共和国		Econet Wireless	10	—	○
		Telecel Zimbabwe (pvt)Ltd	10	—	○
スーダン 共和国		SUDANESE MOBILE TELEPHONE CO. LTD	6	—	○
スワジラ ンド王国		Swazi MTN Limited	5	—	○
赤道ギニ ア共和国		GREEN COM S.A.	11	—	○
セネガル 共和国		Sonatel Mobiles	6	—	○
		SENTELgsm S.A.	6	—	○
タンザニ ア連合共 和国		Vodacom Tanzania Limited	7	—	○
		Mic Tanzania Ltd	△7	—	△
チャド共 和国		Celtel Tchad S.A.	13	—	○
		Millicom Tchad S.A.	13	—	○
中央アフ リカ共和 国		Orange Centrafrique	5	—	○

	チュニジア共和国	TUNISIANA S. A.	5	—	○
		Tunisie Telecom	5	—	○
		Orange Tunisie	5	—	○
	トーゴ共和国	TOGO CELLULAIRE	6	—	○
	ナイジェリア連邦共和国	Glo Mobile Limited,	5	—	○
		MTN Nigeria Communications Limited	5	—	○
	ナミビア共和国	Mobile Telecommunications Limited	6	—	○
	ニジェール共和国	Celtel Niger S. A.	7	—	○
	ブルキナファソ	Bharti Airtel Burkina Faso S. A.	9	—	○
		Office National des Telecommunications	△9	—	△
	ブルンジ共和国	Econet Wireless Burundi S. A.	7	—	○
	ベナン共和国	Spacotel Benin S. A.	14	—	○
	ボツワナ共和国	Orange (Botswana) (Pty) Ltd	7	—	○
		MASCOM WIRELESS (Pty) Ltd	7	—	○
	マダガスカル共和国	Orange Madagascar	7	—	○
		Telma Mobile S. A.	△7	—	△
	マラウイ共和国	Airtel Malawi Limited	6	—	○
	マリ共和国	Orange Mali S. A.	13	—	○
		Malitel SA	△13	—	△
	南アフリカ共和国	Cell C (Pty) Ltd,	5	—	○
		Vodacom (Pty) Ltd,	5	—	○
		Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd	5	2	○
	南スーダン共和国	MTN, South Sudan	6	—	○
		Sudanese Mobile Telephone Co.	△6	—	△
	モーリシャス共和国	Emtel Limited	6	1	○
		Cellplus Mobile Communications Ltd	△6	—	△
		MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMITED	6	—	○

モーリタニア・イスラム共和国	Mauritel Mobiles	7	—	○
モザンビーク共和国	VM, SA	6	—	○
モロッコ王国	ITISSALAT AL MAGHRIB S. A	6	5	○
	Medi Telecom, S. A.	6	—	○
	WANA CORPORATE	△6	—	△
リビア	Libyana Mobile Phone	7	—	○
リベリア共和国	Cellcom Telecommunications Inc.	9	—	○
ルワンダ共和国	MTN RWANDA CELL	6	—	○
	TIGO RWANDA LTD.	△6	—	△
レソト共和国	Vodacom Lesotho (Pty) Ltd	7	—	○
レユニオン島	Orange Reunion	6	—	○

備考 上記の国際アウトローミングに係る電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。

※注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、今後提供を予定している地域です。

別表3 通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	アルバ（7）、アメリカ合衆国（本土）（3）、アラスカ（3）、アルゼンチン共和国（2）、アンギラ（7）、アンティグア・バーブーダ（7）、ウルグアイ東方共和国（7）、英領ケイマン諸島（7）、英領バージン諸島（7）、エクアドル共和国（4）、エルサルバドル共和国（4）、オランダ領アンティル（7）、オランダ領シント・マ・ルテン（7）、ガイアナ共和国（7）、カナダ（3）、キューバ共和国（2）、グアテマラ共和国（4）、グアドループ島（7）、グアム（2）、グレナダ（7）、コスタリカ共和国（7）、コロンビア共和国（2）、サイパン（2）、ジャマイカ（7）、スリナム共和国（7）、セントクリストファー・ネービス（7）、セントビンセント及びグレナディーン諸島（7）、セントルシア（7）、タークス・カイコス諸島（7）、チリ共和国（7）、ドミニカ国（7）、ドミニカ共和国（2）、トリニダード・トバゴ共和国（7）、ニカラグア共和国（4）、ハイチ共和国（7）、パナマ共和国（2）、バハマ国（4）、バミューダ諸島（7）、パラグアイ共和国（7）、バルバドス（7）、ハワイ（3）、プエルトリコ（3）、フォークランド諸島（2）、仏領ギアナ（7）、仏領サン・マルタン（7）、ブラジル連邦共和国（7）、米領バージン諸島（3）、ベネズエラ・ボリバル共和国（7）、ベリーズ（4）、ペルー共和国（7）、ボリビア多民族国（7）、ホンジュラス共和国（4）、マルティニク（7）、メキシコ合衆国（2）、モンセラット（7）
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国（2）、アラブ首長国連邦（7）、イエメン共和国（7）、イスラエル国（7）、イラク共和国（7）、イラン・イスラム共和国（7）、インド（2）、インドネシア共和国（1）、オマーン国（7）、カタール国（7）、カンボジア王国（7）、クウェート国（2）、サウジアラビア王国（7）、シリア・アラブ共和国（7）、シンガポール共和国（1）、スリランカ民主社会主義共和国（2）、タイ王国（1）、大韓民国（7）、台湾（1）、中華人民共和国（1）、ネパール連邦民主共和国（2）、パレスチナ自治政府（4）、バーレーン王国（7）、パキスタン・イスラム共和国（2）、バングラデシュ人民共和国（2）、東ティモール民主共和国（7）、ブータン王国（2）、フィリピン共和国（1）、ブルネイ・ダルサラーム国（2）、香港（1）、ベトナム社会主義共和国（7）、マレーシア（7）、マカオ（1）、ミャンマー連邦共和国（2）、モルディブ共和国（2）、モンゴル国（7）、ヨルダン・ハシェミット王国（7）、ラオス人民民主共和国（7）、レバノン共和国（7）
オセアニア地方	オーストラリア連邦（7）、クック諸島（7）、クリスマス島（7）、サモア独立国（7）、ソロモン諸島（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、パプアニューギニア独立国（4）、パラオ共和国（5）、フィジー共和国（7）、仏領ポリネシア（7）、△米領サモア（4）、△ミクロネシア連邦（4）

ヨーロッパ地方	アイスランド共和国（７）、アイルランド（７）、アゼルバイジャン共和国（７）、アゾレス諸島（７）、アルバニア共和国（７）、アルメニア共和国（７）、アンドラ公国（７）、イタリア共和国（７）、ウクライナ（２）、ウズベキスタン共和国（２）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（７）、英領ジブラルタル（７）、エストニア共和国（７）、オーストリア共和国（７）、オランダ王国（７）、カザフスタン共和国（７）、カナリア諸島（７）、ガーンジー（７）、キプロス共和国（７）、ギリシャ共和国（７）、キルギス共和国（２）、グリーンランド（７）、グルジア（７）、クロアチア共和国（７）、コソボ共和国（７）、サンマリノ共和国（７）、ジャージー（７）、スイス連邦（７ただし、OnAir Switzerland Sarl の利用は６）、スウェーデン王国（７）、スペイン（７）、スペイン領北アフリカ（７）、スロバキア共和国（７）、スロベニア共和国（７）、セルビア共和国（７）、タジキスタン共和国（２）、チェコ共和国（７）、デンマーク王国（７）、ドイツ連邦共和国（７）、トルクメニスタン（５）、トルコ共和国（７）、ノルウェー王国（７ ただし AeroMobile AS, 及び Maritime Communications Partner as の利用は６）、バチカン市国（７）、ハンガリー（７）、フィンランド共和国（７）、フェロー諸島（７）、フランス共和国（７）、ブルガリア共和国（７）、ベラルーシ共和国（７）、ベルギー王国（７）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（７）、ポーランド共和国（７）、ポルトガル共和国（７）、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（２）、マディラ諸島（７）、マルタ共和国（７）、マン島（７）、モナコ公国（７）、モルドバ共和国（７）、モンテネグロ（７）、ラトビア共和国（７）、リトアニア共和国（７）、リヒテンシュタイン公国（７）、ルクセンブルク大公国（７）、ルーマニア（７）、ロシア（７）
アフリカ地方	△アセンション島（７）、アルジェリア民主人民共和国（７）、アンゴラ共和国（７）、ウガンダ共和国（７）、エジプト・アラブ共和国（７）、エチオピア連邦民主共和国（７）、ガーナ共和国（７）、カーボヴェルデ共和国（７）、ガボン共和国（７）、カメルーン共和国（７）、ガンビア共和国（７）、ギニア共和国（７）、ギニアビサウ共和国（７）、ケニア共和国（７）、コートジボワール共和国（７）、△コモロ連合（４）、コンゴ共和国（７）、コンゴ民主共和国（７）、サントメ・プリンシペ民主共和国（７）、ザンビア共和国（７）、シエラレオネ共和国（７）、ジブチ共和国（２）、ジンバブエ共和国（４）、スーダン共和国（７）、スワジランド王国（７）、赤道ギニア共和国（７）、セネガル（共和国 ７）、タンザニア連合共和国（７）、チャド共和国（７）、中央アフリカ共和国（７）、チュニジア共和国（７）、トーゴ共和国（７）、ナイジェリア連邦共和国（７）、ナミビア共和国（７）、ニジェール共和国（７）、ブルキナファソ（７）、ブルンジ共和国（７）、ベナン共和国（７）、△ボツワナ共和国（７）、△マイヨット島（７）、マダガスカル共和国（７）、マラウイ共和国（７）、マリ共和国（７）、南アフリカ共和国（７）、△南スーダン共和国（７）、モーリシャス共和国（２）、モーリタニア・イスラム共和国（７）、モザンビーク共和国（７）、モロッコ王国（７）、リビア（７）、リベリア共和国（７）、ルワンダ共和国（７）、レソト王国（７）、レユニオン島（７）

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	ブラジル連邦共和国（３）
アジア地方	アラブ首長国連邦（３）、イスラエル国（３）、△インド（２）、インドネシア共和国（１）、カタール国（３）、韓国（３）、△クウェート国（２）、△サウジアラビア王国（３）、シンガポール共和国（１）、スリランカ民主社会主義共和国（１）、大韓民国（３）、台湾（１）、中国中華人民共和国（２）、フィリピン共和国（１）、ブルネイ・ダルサラーム国（１）、△ベトナム社会主義共和国（３）、香港（１）、マカオ（１）、マレーシア（１）
オセアニア地方	オーストラリア連邦（３）、ニュージーランド（３）
ヨーロッパ地方	△アイスランド共和国（３）、△アイルランド（３）、アゾレス諸島（３）、△アンドラ公国（３）、イギリス（３）、イタリア共和国（３）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（３）、エストニア共和国（３）、オーストリア共和国（３）、オランダ王国（３）、カナリア諸島（３）、キプロス共和国（３）、ギリシャ共和国（３）、クロアチア共和国（３）、△コソボ共和国（３）、サンマリノ共和国（３）、スイス連邦（３）、スウェーデン王国（３）、スペイン（３）、スペイン領北アフリカ（３）、スロバキア共和国（３）、スロベニア共和国（３）、△タジキスタン共和国（２）、△チェコ共和国（３）、デンマーク王国（３）、ドイツ連邦共和国（３）、△トルコ共和国（３）、ノルウェー王国（３）、バチカン市国（３）、ハンガリー（３）、フランス共和国（３）、フィンランド共和国（３）、ブルガリア共和国（３）、ベルギー王国（３）、ポーランド共和国（３）、ポルトガル共和国（３）、マディラ諸島（３）、△マルタ共和国（３）、モナコ公国（３）、△モンテネグロ（３）、△ラトビア共和国（３）、ルーマニア（３）、ルクセンブルク大公国（３）、△ロシア（１）

アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国（３）、△チュニジア共和国（３）、南アフリカ共和国（３）、モーリシャス共和国（１）、モロッコ王国（２）
---------------	---